

改修工事は、公が内務大臣時代より著手せられたる事業にして、其の完成は、豫算其他の關係より、非常なる長年月を要したが、改修の主眼たる三川分流工事は公が第二次内閣總理大臣時代の時を以て、其の一段落を告げた。

三川分流の式と公の出席張行成

明治三十三年四月二十二日三縣合同の下に、三川分流成功式が舉行され、公は西郷内相及び古市公威選官田邊輝實局長西村捨三事務所長等と共に之に臨み、祝詞を讀まれた。終りて下流油島に於て、寶曆治水碑の除幕式が舉行され、島津公の代理として、川村純義が之に臨んだが、寶曆治水碑の篆額は、公の揮毫に係ると云ふ。

其後、大正十二年に、分流成功の式典を擧げた成戸締切堤上に於て、三川分流記念碑が建てられ、三縣の人民は、今日に至るまで、公が三川分流改修事業の爲に、心血を傾注されたることを追憶し、其の餘澤に由りて生活上の安堵を得たることを徳としてゐる。

名井九介は三川分流改修工事業の關係者の一人だが、左の如く當年の

事を物語つてゐる。

名井九介の講話

木曾川は、水理極めて複雑にして、難治の水である。又た此の地方の住民は、多年洪水の厄に遭ひ、悪水の災に苦められ、水理には敏感であるが、共言ふ所は多くは自己本位を主とし、常に苦情と紛擾とに慣れ一朝事あれば、竹槍、席旗も辭せざる所である。此の難治の河川に臨み、此の難治の民に接する、事業遂行の上に周到なる注意を要し、技術以外にも、幾多の苦心があつた。

改修事業の計畫者は、アメリカであつて、補佐として清水佐信の兩技師が、調査設計に參與してゐた。沖野技監は、最初の土木監督長として、派出所の上に立て監督し、又た原田技監は、土木監督署長、又は土木出張所長として、工事の全盛期より末期に至るまで多年施工の任に當り、殊に追加工事の設計施工に由りて、改修の効果を全うした一人だ。青木、岡崎兩所長は、本事業の末期に於て努力した人である。古市公威男は、中央にありて、土木局長として、最も豫算増額に盡力し、其他工事の進捗に關して、援助を與へられた。又民間に在る功勞者の第一人としては、山田省三郎君に指を屈せざるを得ない。山田君は、三川改修の事業に關して、一家の財産を傾けて運動し、品川予より治水狂と云はれた程であつて、起工後も終始一貫熱誠を以て盡してゐた。明治三十三年四月二十二日、三川分流成功式が舉行されたとき、此の式場宴會に於ける山縣公の謹嚴なる態度と、西郷内相の天真爛漫なる舉止とは、相ひ反映して、痛

第四篇 第六章 内務大臣時代 (中)

公爵山縣有朋傳

新禧敬賀先以御揃宣布御超歲遙賀之至に奉存候。小生等は紅海洋上にて、無事加年御省慮可被下候。扱一行去十一日、巴里府安著早速歐洲巡遊之目的可相達、夫々公使を以て申入候處、近來政略上并に軍事上に付、獨逸主義之傾向有之候付、甚困窮を極め申候。昨今漸相運び候得共充分之結果を得候儀は六つかしき事歎と察申候。塞山枯木之景況御憐察可被下候。又春風和氣之佳境も可有之とあきらめ、日一日を送り申候。扱又出立之際御断し有之候『シヤツ』其外取揃、原書記官之歸便に附し置申候。來月中旬頃之出途と申事に御座候。御氣に叶ひ申歎、如何やと察し候得共、當地流行とて小生之丁布は仕立屋聞入不申、丁度小生も同様之物に仕立させ申候。御笑ひ可被下候。他事後鴻に譲り、時下御自重爲國家所祈候。草々頓首。

一月二十五日

巴里府

舍

雪

青山老兄

尚令夫人えよろしく御一蹶可被下候。予時郵便時刻にさし迫居、亂巻御推譲。

公は陸軍卿フレシネー、又た外務卿アノトーとも會見した。一日アノトーの招待に接したが、微恙の爲に之に赴くことが出来ず、隨員の古市公威が代理と爲つて、其の招待場に臨んだ。之に就て一場の挿話がある。古市公威の實話を掲ぐれば、左の如しだ。

古市公威の  
實話

山縣公洋行の當時は日本の陸軍は佛國式を廢して、獨逸式を採用し、佛國の教官を罷めたばかりの折で、公の佛國訪問は、當局者に対する挨拶に就ても、餘程考へて居つたやうであつたが、時の陸軍卿フレシネーに逢つて見ると、意外にもそんな事などは憂氣にも出さないものだから、流石の老公も全く感心されて『慣れたものだ』と賞めて居られた。巴里滞在中の時だが、或る夜、外務大臣から、グラントオペラへの招待状が公の許に達した。丁度其夜公は流行性感胃で、吾輩が代理を命ぜられた譯だ。所が吾輩には燕尾服が無いどうしたものかと公に謀ると、予の服を著て行つたら可い』と云ふ事だ。因て早速著用に及んで見ると、『天ボンの長いこと正に二寸だ。是には一寸面喰つたが、折込んで行けば大丈夫だと、圖々しくも夫れを内側に折込んで、扱『オペラ館へ達した迄は可いが、大理石の階段を登る機に、ズルズルと下り

第四編 第六章 内務大臣時代 (中)

て来たパツと思つたが仕方が無い。劇中には案内役の盛装の美人連が綺羅星の如く居るではないか。どうにも仕様がなく、遠々の態で、公の席たる二階に駆け込むと、金輪際共席を動かぬやうにして居つた。何故かと云ふと、動くも、例のが柔れるからだ。面白い管の『オペラ』も丸で見て居る氣は無かつた。處が歸りの難關は、例の大理石の階段だ、わざと態々然と降りて來ると、又してもズルズルだ。流石の吾輩も滿身汗となつて、階段の裏に身を隠し、應急工事を施して馬車中の人となると、雲か霞か旅館に歸つて事の仔細を逃懷に及ぶと、滅多に笑はぬ病中の公が笑つたの笑はないのつて、腹を抱へて大笑をされたよ。吾輩も其後久しく公に接して居たが、是位笑はれたことは無かつた。イヤ公が一生一度の大笑だつたと思ふ。

當時、公は地方自治制の研究のみに止らず、更に軍事方面に就ても、之が注意を拂はれたが、隨行者の一人中村雄次郎は、晩年左の如く物語つてゐる。

の中  
賀村雄次郎

山縣公が洋行された時、吾輩は陸軍から砲兵の事を調査する爲め隨行を命ぜられたのであつた。

是より先に、砲兵の有坂少佐の發意で、吾輩も之に賛成し、日本の砲式に關し建議したことがあつた。夫れは近來軍艦の防備が進歩した爲め、從來の要塞砲の如く、軍艦を横から射撃するのでは効力が少い。因つて擲射法とて上から甲板を撃つのが宜

擲射式の事

しいざすれば一發の命中でもよく軍艦を沈めることが出来る。故に我國の要塞には、従前の横射式の加農砲と共に擲射に適する砲を備ふべしと云ふのである。之に對して擲射式は命中の確實を缺くが爲めに却て効力が少いといふ議論もあつて、實は公も當初は寧ろ我等の論には賛成せられなかつたのである。

斯くて公の一行は、先づ佛國に赴き、吾輩も命を受けて、各地の要塞や、砲工學校等を視察したが、公に報告する度に、公はそれ見給へ、歐洲諸國でも君等の云ふ様な事はやつて居らぬではないかと云はれる。吾輩は、歐洲の砲兵制度が古來から其の設備が無いので、ネルソン時代の經驗より持たぬから、已むを得ないのであるが、南北戦争を經た今日、新に要塞を建設せんとせば、是非共此の砲を必要とすることを主張し、若し今より十年の後再び公が歐洲に來られたならば、其時は必ず反對に、吾輩の方から、歐洲諸國は皆此の如き設備をして居るでは無いかと申し上げる様になるであらふと答へるのを常とした。此の砲式の事は、後に研究の結果、やはり擲射砲を採用するを可なりと認められた次第であつて、彼の日露戰役當時、我軍の使用した二十八瓏砲は、主として當時の伊太利式を採用して出來たものであつた。談が餘事に亘るが、當時砲兵に關しては、伊太利の制度は中々我國に用ひられたもので、武器の獨立といふ様な意味から、鋼鐵を有せない伊太利は、奧太利のニコシウス將軍などの主張を採用して、鉄鍍及び銅で砲を作る事を始め、我國も一時之を模倣した様

公爵山縣有朋傳

之御啓沃其力を彼爲盡候とに由る儀と感歎仕候。先は貴答旁微意を陳し候。草々頓首。

山縣有朋

十一月五日

元田老臺

座下

萬世磨滅す  
御功が

勅語渙發に就て、其の起草に與りて、獻身的努力を費した元田井上の勳功の大なるは勿論だが當局者としての殊勳者は公と芳川とを推さねばならぬ。然かも公が勅語渙發に翼賛したる勳功は、憲法制定に翼賛したる伊藤の勳功と相待て萬世磨滅すべからざるものであつた。

# 公爵山縣有朋傳 中卷終

印  
止  
檢  
廢

No 00333

《明治百年史叢書》

第83回配本/第89卷

公爵山縣有朋傳 (全三卷) 中卷

定價 6,500 円

編者	徳	富	蘇	峰
編兼 行人	成	瀬		
印刷所	株式 社	同	美 印	刷 房
發行所	株式 社	原 書	房	

東京都新宿区花園町一〇六  
振替口座 東京二五一五九番  
電話 (内) 〇六八五番 代巻

《製本》 佐技製本所  
落丁、乱丁本はおとりかえいたします。